

# 東京都医師会団体

# 所得補償制度のご案内

基本プラン:所得補償保険 + 長期療養プラン:団体長期障害所得補償保険

団体割引  
30%  
適用

無事故戻し  
返れい金  
20%

## 【所得補償保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。  
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



**開業医の先生はもちろん、  
勤務医の先生や医療機関の従業員の方も  
ご加入いただけます。**



※2025年1月より休診補償制度から所得補償制度へ  
制度名称が変更になりました。

## 制度の概要

がん、脳卒中、急性心筋こうそく、糖尿病・精神障害の「5大疾患」はもちろん**ほとんどすべての病気や国内外でのケガ(地震等の天災を含みます。)**で就業不能になったときに会員の先生の医業収入を保険金額を限度に補償します。医師の指示による**自宅療養期間も含めて保険金が受け取れる保険(所定の免責期間が適用されます)**です。

・基本プラン(対象期間が1年または2年)に加えて、長期療養プラン(対象期間5年間もしくは70歳までの補償等)もご用意しております。

保険契約者	公益社団法人 東京都医師会
加入者	東京都医師会会員の先生(開設者、勤務医等形態を問いません。) 開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
保険期間	2026年1月1日午後4時から1年間
申込締切日と 保険責任開始日・ 保険料振替日	2025年11月7日(金) ※中途加入の受付(随時):毎月10日締切で、翌月1日から保険責任開始 ※保険料は、原則 保険責任開始月の翌月27日にご指定口座より毎月引落し

# 基本プラン『所得補償保険』

## 基本プラン『所得補償保険』の特長

- 万一、**病気やケガ**によって就業不能となり働けない場合、復帰されるまでの先生の収入を保険金額を限度に補償!
- 入院**の他、医師の指示に基づく**自宅療養**も対象!  
自宅療養期間中も補償の対象となります。(自宅療養の場合、所定の免責期間が適用されます)
- 精神障害**で働けない場合も補償!  
うつ病などの気分障害もお支払いの対象となります。  
※アルコール依存、薬物依存などはお支払いの対象となりません。
- 地震、噴火またはこれらによる津波にともなうケガ**による就業不能の場合も補償!
- ご加入時の医師の診査は不要。健康告知でOK!(注)  
保険金ご請求の際は、確定申告書(写)等の所得を証明する書類のご提出により、就業不能開始前の所得状況を確認させていただく場合がございます。  
※重複契約を含め、保険金額が200万円以上の方は所得証明書類のご提出が必須です。
- 新規加入は**79歳までOK!** ご継続は**89歳までOK!**  
新規で満79歳、継続は満89歳までご加入できます。
- 保険期間中無事故の場合、お支払いいただいた**保険料の20%**を返れいします。  
「代診費用特約」「傷害による死亡・後遺障害補償特約」も返れいの対象となります。(保険料引落口座にお振り込みします。)  
※ただし、中途脱退された場合、返れい金はありません。
- 通算で**1,000日**保険金を受けとるまでご契約の継続OK!  
※1就業不能に対する対象期間は1年または2年です。
- 勤務医の先生や医療機関の従業員の方も万一の場合の給与補償として有効!

(注)告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

\*保険金のお支払方法等重要な事項については、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

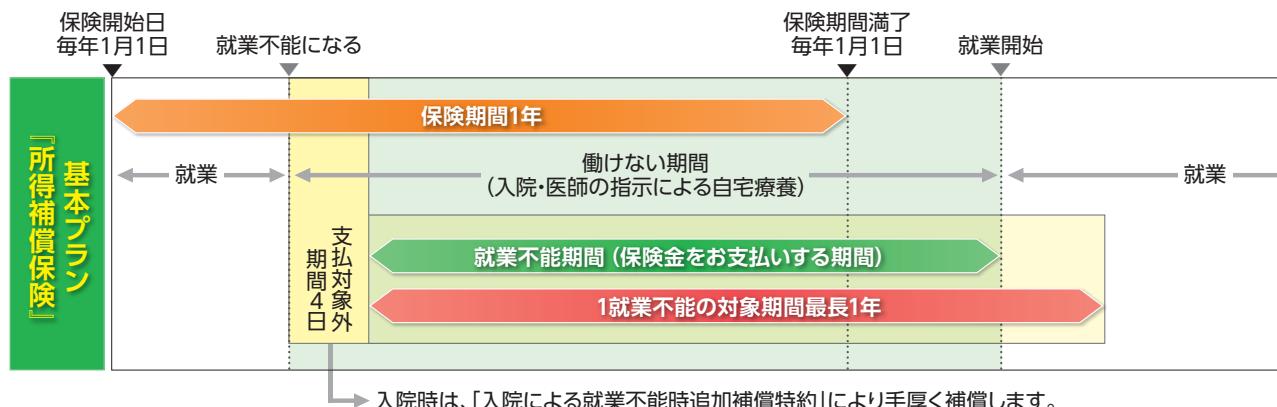
### 所得補償保険の概要

万一、病気やケガによって就業不能となり働けない場合、復帰されるまでの先生の収入を補償します!

- 先生の収入にあわせて**最高月額600万円**(代診費用補償特約と合計)までご加入できます。(最高月額600万円は、69歳まで)
- 医師以外の方は上限100万円となります。

病気でもケガでも就業不能で休診した場合に最長1年間(注)保険金をお支払いします。

(注)対象期間1年の場合、ご希望により対象期間2年を選択いただくことも可能です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。



加入者(保険料負担者)	東京都医師会会員の先生 (開設者、勤務医等形態を問いません。)	開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
被保険者 (保険の対象となる方)	会員の先生およびその専従者、従業員で業務に正常に従事している方 ※加入者が「法人立医療機関」の場合、専従者、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかかります。 ※被保険者1名様ごとに1契約となります。	

## 保険料表(月額)

保険期間1年 団体割引30%適用 職種級別1級(医師、事務員)

対象期間1年、支払対象外期間4日間、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、入院初期費用補償特約<sup>(※1)</sup>、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)<sup>(※2)</sup>



平均月間所得額の範囲内で、下記の基準を考慮し設定ください。  
個人経営の場合 ..... 平均月間診療報酬の85%以内  
医療法人役員の場合 ..... 役員報酬の85%以内  
勤務医の場合 ..... 平均月間所得額の50%以内  
\*この場合の所得は不動産収入等のいわゆる不労所得は除きます。

※保険金額が平均月間所得額を超えて設定された場合、お支払いする保険金が減額となることがありますのでご注意ください。

型名 D141+S140 (保険料単位:円)

満年齢	30万円	50万円	100万円	200万円 (医師のみ)	300万円 (医師のみ)
20~24歳	3,270	5,270	10,270	20,270	30,270
25~29歳	3,600	5,820	11,370	22,470	33,570
30~34歳	4,170	6,770	13,270	26,270	39,270
35~39歳	4,970	8,090	15,890	31,490	47,090
40~44歳	5,955	9,715	19,115	37,915	56,715
45~49歳	7,070	11,530	22,680	44,980	67,280
50~54歳	8,220	13,380	26,280	52,080	77,880
55~59歳	8,745	14,225	27,925	55,325	82,725
60~64歳	9,145	14,805	28,955	57,255	85,555
65~69歳	9,480	15,140	29,290	57,590	85,890
70~74歳	14,355	23,035	44,735	※ —	—
75~79歳	19,710	31,490	※ —	—	—

※満70~満74歳で200万円プランの方(継続のみ)、満75~満79歳で100万円プランの方(継続のみ)の保険料は、更新案内にてご案内します。

■満80~満89歳の方(継続のみ)の保険料は、更新案内にてご案内します。

■職種級別2級(看護師・レンタルゲン技師等)の方を対象とした場合には保険料が異なります。また、上記以外の保険金額(補償月額)を希望される場合、10万円単位でご加入いただけます。詳しくは募集代理店までお問い合わせください。

[7ページ「保険金額について」16ページ「保険金額の設定について」をご確認のうえ、保険金額を設定してください。](#)

保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

■ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点の満年齢となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

■対象期間2年を希望される方は、募集代理店までお問い合わせください。ただし、64歳以上の方はご加入になれません。

64歳未満でご加入の場合でも、継続契約時年齢が64歳になられた時点で対象期間を1年間にご変更いただけます。

■支払対象外期間7日をご希望される方は、募集代理店までお問い合わせください。

■保険料は男女同一です。

■上記団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体契約の被保険者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

### \*1 入院初期費用補償特約

被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として入院し、入院期間が支払対象外期間(4日または7日)を超えて継続した場合5万円をお支払いします。

### \*2 入院による就業不能時追加補償特約(原則セット)

基本契約の所得補償保険の支払対象外期間(4日または7日)にかかるわらず、入院による就業不能時には手厚く補償します。4日または7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院については保険金をお支払いできないことがあります。

## 保険金のお受取り計算例

医師のAさん(43歳)は、保険金額月額300万円(入院初期費用5万円)のプランに加入。病気で5月1日より入院、6月15日に退院。その後、翌年2月15日まで医師の指示による自宅療養により就業不能となりました。

保険金支払対象期間は9か月と15日となります。(「入院による就業不能時追加補償特約」により手厚く補償)

お受取りになる  
保険金

5万円+300万円×9か月+300万円× $\frac{15日}{30日} = 2,855万円$

※この保険では、就業不能になった当日を含め、継続した就業不能が支払対象外期間(4日または7日)を超えた時に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、入院による就業不能時追加補償特約セットのため、支払対象外期間(4日または7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日または7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院については補償の対象外となることがあります。

### [同一原因で再び就業不能となった場合]

支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月<sup>(注)</sup>を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なる就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

(注)完全に復職された期間が6か月である必要があります。

# 基本プラン『所得補償保険』の特約(オプションプラン)

以下の特約(オプションプラン)は単独では、ご加入できません。

必ず基本プランの所得補償保険とセットでご加入ください。

\*保険金のお支払方法等重要な事項については、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

オプション  
1

## 代診費用補償特約(事業主費用補償特約・事業一時休止費用追加補償特約セット)

先生ご自身が万が一、病気やケガで就業不能となり診療できなくなったとき、医業経営を円滑に継続するために代診医を雇い入れるため必要となる求人広告費、給与等の様々な費用を補償します。

(代診医とは保険の対象となるべき方の行うべき業務を直接代行する方をいいます。)

### 事業主費用補償特約

事業主が代行者の雇い入れ費用として支出した次の費用を補償します。

- (1)代行者の給与、手当、交通費等の費用
- (2)代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用

### 被保険者(補償の対象となる方)

本特約の被保険者は、以下の条件をすべて満たす方となります。

- ①医師の資格を有する方であること
- ②事業主であること
- ③同一医療施設において他に医師の資格を有する方がいないこと

### 事業一時休止費用追加補償特約

事業を一時的に休止せざるを得ない場合に、事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出を要した次の費用を補償します。

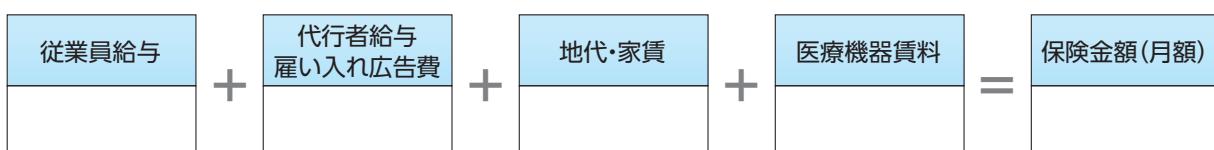
- (1)給与等の費用
- (2)地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用

\*お支払限度額は「月額保険金額×対象期間内の就業不能期間(保険金をお支払いする期間)」となり、この限度額の範囲内で事業主が実際に支払った費用に対し、保険金が支払われます。

\*保険金額は10万円単位でお決めください。

### <保険金額の設定例>

以下の金額を参考に、平均月間所得額の範囲内で代診費用補償特約の保険金額(月額)を決定してください。



基本契約と代診費用補償特約の保険金額合計で600万円まで加入できます。

ただし、70~74歳の先生は合計200万円、75歳以上は合計100万円が限度となります。

### <保険料表(月額)>

保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間4日、職種級別1級、団体割引30%、

入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)、精神障害拡張補償特約、天災危険補償特約、月払保険料

(保険料単位：円)

満年齢 保険金額 (補償月額)	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳
50万円	5,000	5,550	6,500	7,800	9,400	11,150	12,900	13,700	14,150	14,150	21,700	29,450
100万円	10,000	11,100	13,000	15,600	18,800	22,300	25,800	27,400	28,300	28,300	43,400	—

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。

※保険金額は10万円単位でお決めください。

※満80~満89歳の方(継続のみ)の保険料は更新案内にてご案内します。

オプション  
2

## 傷害による死亡・後遺障害補償特約 (天災危険補償)

被保険者が日本国内または国外において交通事故やその他の急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、事故の日から180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。また、後遺障害を被った場合、特約保険金額の4%～100%をお支払いします。

<保険料例(月額)> (保険期間1年、対象期間1年、職種級別1級、団体割引30%、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

(注)傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険金額は、原則として基本契約(所得補償保険)の保険金額の50倍または100倍とさせていただきますので、下記は目安となります。正式な保険料は別途個別にご案内します。

(保険料単位：円)

保険金額	1,000万円	2,000万円	5,000万円	1億円
保険料例(月額)	950	1,899	4,748	9,497

オプション  
3

## 葬祭費用補償特約

被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡され、被保険者の親族が葬祭費用を支払った場合に**100万円**を限度に実費をお支払いします。

<保険料例(月額)> (保険期間1年、対象期間1年、職種級別1級、団体割引30%、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット)

(保険料単位：円)

満年齢	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳
保険料(月額)	109	116	135	173	257	398	610	982	1,553	2,368	3,927	6,834

※保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。  
※満80歳以上の方はセットできません。



# 長期療養プラン『団体長期障害所得補償保険』(略称GLTD)

▶ 基本プランとセット加入(『所得補償保険』と必ずセットでのご加入となります。)

## 『長期療養プラン』の特長

### ●最長満70歳までの長期補償!

病気やケガで1年を超えて就業障害となり長期にわたる療養が必要となった場合に、最長満70歳までの間、休業補償を受けることができます。(ただし、ご加入時に年齢が満65~69歳の方は、対象期間が一律3年間となり「所得補償保険」と通算で、対象期間は4年間となります。また、満年齢70歳以上の方はご加入できません。) 対象期間5年のプランをお選びいただくこともできます(満年齢64歳以下の方)(「所得補償保険」と通算で対象期間は6年間となります。)。

### ●自宅療養の場合も補償!

基本プラン(所得補償保険)と同様、入院だけでなく医師の指示による自宅療養の場合も補償の対象となります。

### ●一部復職の場合も補償!

補償開始後に復職して業務に戻った場合でも、事故発生前の収入の20%を超えて所得が喪失している時は所得の喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

### ●安心のインフレ対応機能!

長期の補償となるため、インフレによって保険金額が目減りしないように物価上昇に合わせて保険金を遞増させてお支払いします。(年5%を限度)  
(前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します)

### ●精神障害で働けない場合も補償!

うつ病などの気分障害もお支払いの対象となります。

※アルコール依存、薬物依存などはお支払いの対象となりません。

※主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年がお支払いの限度となります。

### ●無事故の場合は、保険料の20%が戻ります!

基本プランと同様に保険期間中無事故の場合、お支払いいただいた保険料の20%を返れいします。

※ただし、中途脱退の場合、返れい金はありません。

(注)告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

\*保険金のお支払方法等重要な事項については、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

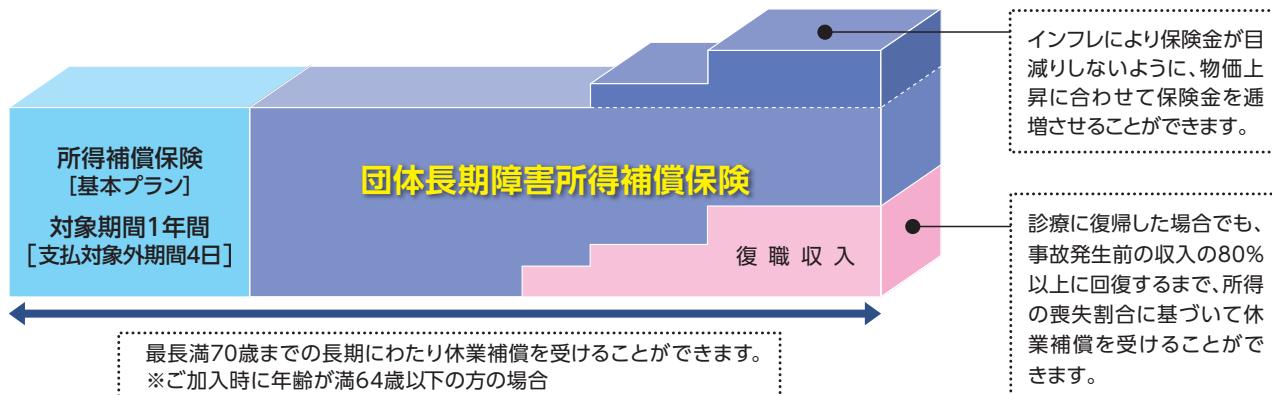
## 長期療養プランの概要

病気やケガで1年を超えて就業障害となり長期にわたる療養が必要となった場合、「所得補償保険」の保険期間(1年間)が終了した後も、引き続き5年間もしくは満70歳まで月々の収入を補償!

### ●先生の収入にあわせて最高月額150万円までご加入できます。

※「所得補償保険」のオプション契約ですので、必ずセットでご加入ください。

《ご注意》お申込みの際は、基本契約「所得補償保険」とは別の「健康状態に関する告知書」が必要となります。



加入者(保険料負担者)	東京都医師会会員の先生 (開設者、勤務医等形態を問いません。)	開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)
被保険者 (保険の対象となる方)	会員の先生およびその専従者、従業員で業務に正常に従事している方 ※加入者が「法人立医療機関」の場合、専従者、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。	

## 保険料表(月額)

保険期間1年 団体割引30%適用

保険期間1年(支払対象外期間369日)、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット、無事故戻しあり(保険料単位:円/年齢:満年齢)

性別	男性						女性					
	5年間補償			満70歳まで補償			5年間補償			満70歳まで補償		
対象期間	50万円	100万円	150万円 (医師のみ)	50万円	100万円	150万円 (医師のみ)	50万円	100万円	150万円 (医師のみ)	50万円	100万円	150万円 (医師のみ)
25~29歳	1,880	3,760	5,640	6,530	13,060	19,590	1,420	2,840	4,260	5,765	11,530	17,295
30~34歳	2,115	4,230	6,345	7,110	14,220	21,330	1,990	3,980	5,970	7,640	15,280	22,920
35~39歳	2,740	5,480	8,220	8,785	17,570	26,355	3,055	6,110	9,165	11,300	22,600	33,900
40~44歳	4,355	8,710	13,065	13,355	26,710	40,065	5,415	10,830	16,245	18,410	36,820	55,230
45~49歳	7,170	14,340	21,510	20,115	40,230	60,345	8,975	17,950	26,925	27,315	54,630	81,945
50~54歳	12,775	25,550	38,325	30,820	61,640	92,460	15,130	30,260	45,390	38,720	77,440	116,160
55~59歳	22,425	44,850	67,275	42,015	84,030	126,045	23,930	47,860	71,790	46,270	92,540	138,810
60~64歳	39,305	78,610	117,915	45,905	91,810	137,715	37,080	74,160	111,240	43,480	86,960	130,440
65~69歳	—	—	—	38,090	76,180	114,270	—	—	—	32,435	64,870	97,305

■上記以外の補償月額を希望される場合、10万円単位でご加入いただけます。詳しくは募集代理店までお問い合わせください。

■年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢となります。保険料は、保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢となります。

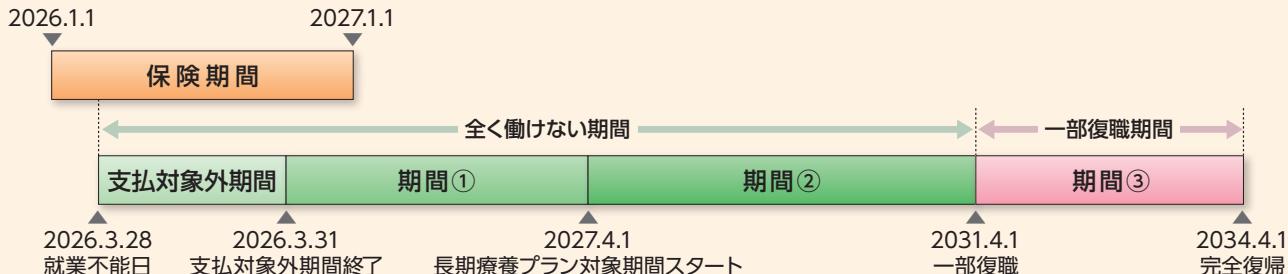
■ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

■本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

## 保険金のお受取り計算例

<最長満70歳まで補償>にご加入の場合

ご加入内容	所得補償保険 月額100万円(支払対象外期間:4日間、対象期間1年間) 長期療養プラン 月額100万円(支払対象外期間:369日間、対象期間:70歳まで)
保険期間	2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで
休診期間	全く働けない期間 2026年3月28日～2031年3月31日(収入:0円) 一部復職した期間 2031年4月1日～2034年3月31日(収入:50万円) 完全に復職した期間 2034年4月1日以降(収入:100万円=事故前の収入)



期間①に対して、「所得補償保険」より支払われます。

100万円×12か月=1,200万円

期間②に対して、「長期療養プラン」より支払われます

100万円×(100万円-0)／100万円×12か月×4年=4,800万円

期間③に対して、「長期療養プラン」より支払われます

100万円×(100万円-50万円)／100万円×12か月×3年=1,800万円

合計保険金額

7,800万円  
(+インフレスライド分)

# 基本プラン『所得補償保険』

# 長期療養プラン『団体長期障害所得補償保険』(略称GLTD)

## 新規のお申込み手続きについて(対面募集以外の場合)

1 16ページ「保険金額の設定について」および以下「保険金額について」を参考に、所得補償保険金額(補償月額)を決定ください。  
また、加入される特約(オプション)の有無を決定ください。

2 「東京都医師会団体 所得補償制度 加入依頼書」「所得補償健康状態に関する告知書」「預金口座振替依頼書」をご記入のうえ、募集代理店にご返送ください。

3 書類に不備等がなければ、加入手続きは完了となります。



平均月間所得額の範囲内で、下記の基準を考慮し設定ください。  
個人経営の場合……………平均月間診療報酬の85%以内  
医療法人役員の場合……………役員報酬の85%以内  
勤務医の場合……………平均月間所得額の50%以内  
\*この場合の所得は不動産収入等のいわゆる不労所得は除きます。

※保険金額が平均月間所得額を超えて設定された場合、お支払いする保険金が減額となることがありますのでご注意ください。



告知の前に  
ご一読ください。

## 「健康状態に関する告知」にあたってご注意いただきたいこと

### 正しく告知していただくことは大変重要です。

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否が決まります。
- 正しく告知していただきませんと、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知書は、必ず被保険者(保険の対象となる方)ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。

#### 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

#### 1. 告知の重要性

\*詳細につきましては、パンフレット17ページをご確認ください。

- ・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- ・損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

#### お客様チェック欄

#### 2. 正しく告知されなかった場合のデメリット

\*詳細につきましては、パンフレット17ページをご確認ください。

- ・ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について、損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約を解除することができます。
- ・ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

#### お客様チェック欄

#### ◆告知の対象となる「医師の診察、検査、治療または投薬」の範囲

※「医師の診察、検査、治療または投薬」には、入院<sup>(※1)</sup>・手術<sup>(※2)</sup>・投薬をすすめられること、日常の生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がん<sup>(※3)</sup>と診断されることを含みます。

(※1)検査入院・日帰り入院や教育入院を含みます。

(※2)「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。

(※3)悪性新生物をいい、「上皮内新生物」、「肉腫」、「白血病」、「悪性リンパ腫」等の悪性しゆようを含みます。

※健康診断・がん検診・人間ドック(以下「健康診断等」といいます。)を受けていた場合

①「健康診断等」で異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されている場合は、医師の診察を受けたのち、具体的な疾病・症状を告知してください。

②再検査・精密検査の結果異常がなかったについては、本質問事項を「いいえ」とご回答ください。

#### 告知書の質問事項、注意事項等を本案内とあわせてよくお読みください。

※本案内および告知書の告知者控は重要な書類ですので、大切に保管してください。

※ご加入の対象となる方等はパンフレット9ページをご確認ください。

ご不明な点は、募集代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



## 始期前の発病や事故による無責の取扱い

\*詳細につきましては、パンフレット17ページをご確認ください。

・ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由であっても、保険金の種類によりご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由についてお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は追加した特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

## ご参考 所得補償保険の税務上の取扱いについて

(2025年7月現在)

保 険 料	保険加入者 (保険料負担者)	被保険者 (保険の対象者)	保険金受取人*	保 険 料	
			基本契約	保険加入者の税務処理	被保険者に対する課税関係
個人		本人	本人	必要経費算入不可 家事関連費であり、業務について生じた費用には該当しません。	介護医療保険料控除の対象となります <sup>(注1)</sup> 。
		従業員(全員加入)	従業員	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象になりません。
		従業員(一部従業員のみ)	従業員	必要経費算入可(支払給与)	給与課税の対象になります。
		従業員(全部・一部とも)	個人事業主	必要経費算入可(福利厚生費)	給与課税の対象なりません。
法人		役員	役員	役員報酬として損金算入可。 <u>税法上の過大な報酬</u> <sup>(注2)</sup> にあたる場合の過大な部分は不可	役員の報酬(給与)、賞与として課税対象となります。
		役員	法人	損金算入可(支払保険料)	役員報酬・賞与に該当せず、課税対象なりません。
	役員・従業員(全員加入)	役員・従業員		損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象なりません。
	従業員(全員加入)	従業員		損金算入可(福利厚生費)	給与課税の対象なりません。
	従業員(一部従業員のみ)	従業員		損金算入可(支払給与)	給与課税の対象になります。
	従業員(全部・一部とも)	法人		損金算入可(支払保険料)	給与課税の対象なりません。

\*保険金受取人は、被保険者(保険の対象者)の同意印を取り付けて、法人や個人事業主(雇用主)とすることができます。お手続方法は担当者までお問い合わせください。

(注1)一部特約(代診費用補償特約、傷害による死亡・後遺障害補償特約、葬祭費用補償特約)保険料を除きます。

(注2)『過大な役員給与の額』は、法人税法施行令第70条で次のように定められています。

①定款の規定または株主総会等の議決により定められた限度額を超えている場合、その超過額(形式基準)

②個々の役員の職務内容、法人の収益状況、使用人給料の支給状況および同業種とのつりあい等から、不相応に高いと認められた部分(実質基準)

③不正の行為により支出した役員給与 … などが損金の額に算入されないことになります。

税務調査等でその保険料を含めた報酬が過大と判定された場合、過大な部分の損金計上は不可となります。なお、一般的には、金額および支給時期がほぼ一定している保険料は定期同額給与とみなされ、損金算入が可能です。

無事故返れい金	個人・個人事業主が 自己のためにした契約	所得税の課税対象に なりません。
	個人・個人事業主が 従業員のためにした契約	受け取ることが確定した日の 属する年の事業収入として 計上します。
	法人(保険料が損金 処理されている)の場合	受け取ることが確定した日の 属する事業年度の益金に算入 します。

受け取った保険金	保険金の種類	受取人	課税関係
	所得補償保険金	被保険者	非課税
傷害特約 後遺障害保険金	法人	益金(雑収入)	
	被保険者	非課税	
傷害特約 死亡保険金	法人	益金(雑収入)	
	被保険者の相続人	みなし相続財産	

\*上記に当てはまらない場合は、募集代理店まで個別にご照会願います。

\*上表は概要を説明したもので、詳しい内容については税理士にご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。  
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者: 公益社団法人東京都医師会

■保険期間: 2026年1月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日: 2025年11月7日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 東京都医師会会員の先生(開設者、勤務医等形態を問いません)。

開設者または管理者が東京都医師会会員である医療機関(診療所・病院等)

●被保険者: (所得補償保険) (基本契約) 会員の先生およびその専従者、従業員で業務に正常に従事している方(法人立医療機関が加入対象者の場合、専従者、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。)(新規加入の場合は満79歳以下、継続加入の場合は満89歳以下で有職の方にかぎります。)

(所得補償保険) (代診費用補償特約) 以下の条件をすべて満たす方を被保険者としてご加入いただけます。

①医師の資格を有する方であること ②事業主であること ③同一医療施設において他に医師の資格を有する方がいないこと(新規加入の場合は満79歳以下、継続加入の場合は満89歳以下で有職の方にかぎります。)

(団体長期障害所得補償保険) 会員の先生およびその専従者、従業員で業務に正常に従事している方(法人立医療機関が加入対象者の場合、専従者、従業員が被保険者になれるのは開設者(理事長)が東京都医師会会員の場合にかぎります。)(5年補償の場合は満64歳以下、70歳までの補償の場合は満69歳以下の方が対象となります。)

●お支払方法: 2026年2月から、毎月27日にご指定の口座から引き落としとなります。(休業日の場合はその翌営業日)

※保険料の引落しができなかった場合は、引落し不能分の保険料を振込いただきます。引落し不能日から1か月を超えて不足分の保険料をお支払いいただけない場合、脱退とさせていただきます。

●お手続方法: 下表のとおり必要書類をご記入のうえ、ご加入窓口の募集代理店までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま 前年と同条件のプラン(送付した満期(ご継続)のご案内に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
既加入者の皆さま ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 <sup>※1</sup>	前年と条件を変更する旨を記載した「変更依頼書」、「告知書」等 <sup>※2</sup> をご提出いただきます。 ※2告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
既加入者の皆さま 継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「脱退通知書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は募集代理店までお問い合わせください。

●中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年1月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月27日より口座引き落としとなります。(休業の場合はその翌営業日)

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の募集代理店までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承願います。

また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■無事故戻し返れい金: 保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返します。

(注)保険期間の中途で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

### ◆所得補償保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}</math> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}</math> </div> <p>(※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く從事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年または2年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合は、就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1)対象期間(1年または2年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)原因または時期が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</li> <li>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</li> </ul> <p>(注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払した場合、継続してのご加入は原則お断りすることになります。</p> <p>(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間ではなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日または7日までとなります。</p> <p>(注8)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても<sup>(※4)</sup>の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日または7日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</li> <li>④妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないものなど</li> </ul> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転など</li> </ul> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>⑨妊娠または出産を原因とした就業不能</li> </ul> <p>(注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(※)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<b>傷害による死亡・後遺障害補償特約</b>  被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合	<p>(1)死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px; text-align: center;"><b>死亡保険金の額=特約保険金額の全額</b></div> <p>(2)後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <div style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px; text-align: center;"><b>後遺障害保険金の額 = 特約保険金額× 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b></div>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 など</p>
<b>入院初期費用補償特約(*)</b>  被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として入院し、その入院が支払対象外期間を超えて継続した場合	<p>被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。</p> <p>(※)支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなします。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など</p> <p>●次に該当する入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた入院 ⑨妊娠または出産を原因とした入院 (注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。</p>
<b>葬祭費用補償特約(*)</b>  被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として死亡された場合	<p>被保険者の親族が負担した葬祭費用の実費について、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p>次の事由による被保険者の死亡に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの など</p>

(\*)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>事業主費用補償特約</b> 被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるための費用等を負担した場合</p> <p><b>事業一時休止費用追加補償特約</b> 被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるまでの間等事業を一時的に休止せざるを得ない場合</p>	<p><b>【事業主費用補償特約】</b> 対象期間内に事業主が代行者雇い入れ費用として実際に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。</p> <p>①代行者の給与、手当、交通費等の費用 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用</p> <p><b>【事業一時休止費用追加補償特約】</b> 対象期間内に事業主が事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。</p> <p>①事業主が給与等の費用を支払っていた従業員等に対して就業規則等に基づき支払い続ける給与等の費用 ②地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用</p> <p><b>【各特約共通】</b> お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします。</p> $\text{事業主費用保険金の額} = \text{特約保険金額(月額)}^{(※1)} \times \text{対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$ <p style="text-align: center;"><b>就業不能期間(保険金をお支払いする期間)<sup>(※2)</sup> =</b> <b>就業ができない期間 - 支払対象外期間</b></p> <p>(※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)原因または時期が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入<sup>(※)</sup>および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払した場合、継続してのご加入は原則お断りすることになります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6)支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用、事業主が事業を再開しなかった場合の事業一時休止費用に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間ではなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注8)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、事業主費用補償特約の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、事業主費用補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注9)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないものなど</p> <p>●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 など</p> <p>●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 (注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
		<p>(※)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。</p> <p>(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。</p> <p>(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>

(※)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

### ◆団体長期障害所得補償保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(*)1}</math> </div> <p>(※1)所得喪失率＝  <math display="block">(\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額}</math></p> <p>(注1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(150万円)を限度とします。</p> <p>(注2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>(注3)保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。</p> <p>(注4)補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>保険金をお支払いする期間<sup>(※)</sup>＝就業障害である期間－支払対象外期間</b></p> <p>(※)協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(5年もしくは70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。</p> <p>対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。</p> <p>(注5)対象期間(5年もしくは70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(注6)原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注7)初年度加入の継続の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となつた場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</li> <li>②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額</li> </ul> <p>(注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となつた場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なる就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(注9)上記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>(注)物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。          ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。          ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。</p> <p>(注10)精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかる限り、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> </div>	<p>次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</li> <li>④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの</li> <li>⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</li> <li>⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</li> <li>⑧妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑨発熱等の他覚的症状のない感染など</li> </ul> <p>(注)精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかる限り、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的のものは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約<sup>(※)</sup>された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※)他社のご契約を含みます。

## 用語のご説明

### <基本契約・代診費用補償特約(事業主費用補償特約)>

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植すること目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 <sup>(*)</sup> していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害をいいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植すること目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を 被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

### <代診費用補償特約(事業主費用補償特約)>

用語	用語の定義
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。
給与等の費用	賃金、給与、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が従業員等に支払っていたすべてのものをいいます。ただし、退職金、見舞金、出張旅費・宿泊費、事業主が全額負担する保険料等を含みません。

## 用語のご説明（続き）

### <団体長期障害所得補償保険>

用語	用語の定義
身体傷害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	（支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをおいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し（通算28日以内）、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合には、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

## SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内



### 所得補償制度にご加入の皆さんに無料電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの所得補償、団体長期障害所得補償にご加入いただいている皆さんがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

#### サービスメニュー

#### ご加入者向けメディカル&メンタルヘルス等サービス

- 介護関連相談
- 法律・税務・年金相談（予約制）
- メンタルヘルス相談
- メンタルITサポート（WEBストレスチェック）
- 子どものお悩みほっとライン

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

（注7）応対者の指名はできません。

（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

（注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

## 保険金額の設定について

### ●所得補償保険<基本補償><代診費用補償特約(事業主費用補償特約)>

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度<sup>(※)</sup>を踏まえ設定してください。基本補償と代診費用補償特約(事業主費用補償特約)の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- ・他の保険契約等<sup>(※)</sup>にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### <基本補償>

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業 から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

#### <代診費用補償特約(事業主費用補償特約)>

被保険者	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が 被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

### ●団体長期障害所得補償保険

#### ●保険金額の設定について

- 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度<sup>(※1)</sup>等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等<sup>(※2)</sup>にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- (※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

## 特定疾病等対象外について

### ●所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

- ・「特定疾病等対象外特約」または「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」または「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」または「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。  
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の 疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても 原則として同様です。)

#### <補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しうよう、腎孟炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、 気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈 (心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雜音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしうよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」または「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。

ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」または「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。

なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 業務復帰のために (団体長期障害所得補償保険)

### ●団体長期障害所得補償保険

被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することができます。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いかないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。  
ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態の状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になります。

（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常に於いては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただいている場合は、上記に問わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

### 3.ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。

- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合 ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合  
③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合 ④他の保険契約等がある場合

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることがあります。

お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\*中途加入の場合は、毎月10日までの受付分は受付日の翌月1日（10日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカー や修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、確定申告書（写）、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

- （注1）就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
- （注2）身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただることがあります。
- （注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

#### 【所得補償保険】

- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することができます。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払した場合、継続してのご加入は原則お断りすることになります。

#### 【団体長期障害所得補償保険】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することができます。

### 6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかかる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

### 8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約  保険金額  保険期間  保険料、保険料払込方法  
 満期返りい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

#### 【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

#### 【所得補償保険で代診費用補償特約（事業主費用補償特約・事業一時休止費用追加補償特約セット）にご加入の場合】

被保険者は医師の資格を有し、病院・診療所の事業主で、同一医療施設に他の医師がいない方ですか。

#### 【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

### 3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



## お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

### ◆募集代理店（お問い合わせ先）

### ◆取扱（幹事）代理店

 公益社団法人 東京都醫師会 福利厚生事業代行会社  
**有限会社 駿河台厚生企画**  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5  
東京都醫師会館4階

電話：03-3292-7663（平日午前9時30分から午後5時30分まで）

Fax：03-3292-7664

E-mail：skk-tma@carol.ocn.ne.jp

URL：<https://surugadai-tma.jp/>



※当社ホームページにアクセスいただけます。

各種団体保険制度等をご参照ください。

### ◆引受保険会社

### 損害保険ジャパン株式会社

公務文教営業部東京公務課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 050-3808-5536（自動音声システムにつながります）

受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

FAX 03-6388-0163

### ◆事故サービスセンター

0120-727-110

受付時間 24時間365日

### ◆保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター 受付時間 平日 午前9時15分から午後5時まで

[ナビダイヤル] 0570-022808（通話料有料） (土・日・祝日・年末年始は休業)

●詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 募集・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代行業務を行っております。したがいまして、募集・取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 本契約では既加入者について次年度以降、特にご連絡等がない場合は前年と同等条件にて更新させていただきます。継続加入を行わない場合、または保険金額等加入内容の変更を希望される場合は募集期間内に募集代理店まで必ずご連絡願います。
- このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっています）。公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。
- 不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、保険始期より2か月を経過しても加入者カードが届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。